

【 農 林 水 産 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類21件は、いずれも保留とした。

なお、平成13年度畜産物価格の決定に当たり、**畜産物価格等に関する決議**を行っている。

〔法律案の審査〕

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、本院先議として提出された。

本年、我が国で92年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認され、そのまん延防止措置の実施過程で、畜産経営の大規模化に伴う家畜のと殺処分等についての課題が明らかとなり、また、海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化する必要性が生じている。本法律案は、このような状況に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築しようとするものであり、患畜となるおそれがある家畜の移動禁止期間及び口蹄疫等の発生時における通行制限・遮断期間を延長するほか、患畜等のと殺処分及び焼却・埋却を家畜防疫員自ら行えるようにするとともに、指定検疫物等の対象に穀物のわら及び飼料用の乾草を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、畜産をめぐる環境の変化に対応した家畜防疫体制の在り方、口蹄疫の感染源・感染経路の解明と粗飼料の輸入検疫状況、家畜伝染病の防疫措置に関する国民への周知及び民間協力の確保、海外悪性伝染病に関する情報収集と発生防止のための国際協力、畜産経営の大規模化に伴うまん延防止措置の在り方と経営支援対策、国産稲わらの飼料向け利用の促進等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

次に、**農地法の一部を改正する法律案**は、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るため、定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨を定めている株式会社を、農業生産法人として新たに認めるほか、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の措置を講ずるとともに、農地の権利移動の許可に必要な下限面積について、都道府県知事が独自の面積を定める際の農林水産大臣の承認を廃止する等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案は、先の第147回国会（常会）に提出されたが、衆・参両議院の農林水産委員会には付託されず、衆議院の解散によって審査未了となり、今期国会に、同一内容の法律案として再度提出されたものである。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農地法上の耕作者主義と株式会社導入との関係、家族農業経営と調和した法人化の推進、農地の投機的取得の防止等のための農業委員会の機能充実、地方公共団体の農業生産法人への参画と地域農業の活性化、望ましい農業構造の実現に向けた農地流動化策、農地制度の厳正な運用による優良農地の確保等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、6

項目の附帯決議が行われた。

〔決議〕

本委員会は、11月9日、加工原料乳生産者補給金の単価は、現行補給金を基本に適正に決定し、また、次年度以降の単価の算定に当たっては、酪農の生産実態に即し、かつ、生産者の努力が報われるよう十分配慮した方式とすることなど、10項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

9月29日、平成13年産米の政府買入価格に関する件を議題とし、三浦農林水産政務次官から説明を聴取した後、質疑を行った。この中で、最近の米需給の状況、国産米の在庫見通しに誤差が生じた理由、今回の余剰米対策、ミニマムアクセス米の輸入が国内の米需給に及ぼす影響、米の適正備蓄水準の在り方、稲作の経営安定策、生産調整面積の都道府県別配分の在り方、緊急拡大分としての需給調整水田の考え方、米の消費拡大策、ホールクロップサイレージ生産の推進策、飼料米としての処理経費、北朝鮮への米支援の基本方針と今後の見通し、JAS法による表示の適正化等が取り上げられた。

11月2日、農林水産に関する調査を議題とし、農産物価格の下落と経営安定対策、北朝鮮に対するコメ支援、WTO農業交渉の進ちょく状況、輸入遺伝子組換え食品・スターリンクの混入問題、林業に対する直接支払制度の検討状況、野菜輸入とセーフガード発動に向けた取組等について質疑が行われた。

11月9日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行った。この中で、畜産物価格決定に当たっての基本的考え方、加工原料乳生産者補給金単価の算定方式、畜産物の生産努力目標の実現への課題、畜産環境問題解決のための農家支援策、WTO農業交渉に臨む基本方針、酪農経営の負債対策、スターリンク混入問題、雪印乳業食中毒事故とその後の改善状況、牛乳の表示の在り方等が取り上げられた。

11月30日、WTO農業交渉に関する件を議題とし、三浦農林水産政務次官から説明を聴取した後、質疑を行った。この中で、交渉に臨む基本姿勢、多面的機能の重要性と諸外国の理解を得るための努力、ミニマムアクセス米の扱い、WTOにおける食糧援助への取組、野菜等に係るセーフガードの発動問題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年9月29日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年産米の政府買入価格に関する件について三浦農林水産政務次官から説明を聴いた後、同政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農産物価格の下落と経営安定対策に関する件、北朝鮮に対するコメ支援に関する件、

WT O 農業交渉の進ちよく状況に関する件、遺伝子組換え食品の輸入と混入問題に関する件、林業に対する直接支払制度の検討状況に関する件、野菜輸入とセーフガード発動に向けた取組に関する件等について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第9号）について谷農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第9号）について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第9号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月9日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成12年11月17日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について谷農林水産大臣から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員鉢呂吉雄君から説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年11月21日（火）（第6回）

- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について参考人全国農業会議所専務理事中村裕君、北海道農民連盟書記長北準一君、兵庫県氷上郡柏原町農業委員会会長小松忠重君及び横浜国立大学大学院国際社会科学研究所長田代洋一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月27日（月）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月28日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第3号) 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、社民
欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日(木)(第9回)

- 請願第205号外20件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTO農業交渉に関する件について三浦農林水産政務次官から説明を聴いた後、谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(先議)

【要旨】

本年、宮崎県と北海道で我が国では92年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認され、そのまん延防止措置の実施過程において、口蹄疫発生農家における家畜のと殺処分等についての課題が明らかとなり、また、今回の口蹄疫の発生原因は口蹄疫汚染国からのわらである可能性が高く、周辺諸国で口蹄疫の発生が続発していることから、わら等を介した海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化する必要がある。

本法律案は、このような状況に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 国内の防疫体制の整備

- (1) 家畜防疫員が家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときに行う患畜となるおそれがある家畜の移動禁止について、その期間を「10日以内」から「21日以内」に延長する。
- (2) 都道府県知事又は市町村長が一定の家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときに、通行を制限し、又は遮断することができる期間を「48時間以内」から「72時間以内」に延長する。
- (3) 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、一定の家畜伝染病の患畜等について、自らと殺することができるものとするとともに、これらの死体について、自ら焼却し、又は埋却することができるものとする。
- (4) 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、汚染物品が所在した倉庫、船舶、車両等の所有者に対し、当該施設の消毒を命じることができるものとする。

2 輸入検疫の強化等

- (1) 家畜伝染病等の侵入防止措置を強化するため、輸入の届出及び輸入検査の義務付け等を行うことができる指定検疫物等の対象に、穀物のわら及び飼料用の乾草を追加する。

- (2) 農林水産大臣又は都道府県知事が家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときに行う報告徴収の対象に、飼料の製造、輸入又は販売の事業を行う者を追加する。

【附帯決議】

本年、我が国で発生した口蹄疫について、病原体の伝染力が弱いものであったこと、及び関係者による迅速かつ的確なまん延防止措置の実施により、一部地域の発生にとどめることができた。しかし、依然として、東アジア地域では口蹄疫が続発し、我が国への侵入の危険性がある。

このような状況にかんがみ、国際化に対応し、海外悪性伝染病の侵入及びそのまん延を防止するため、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度の構築が求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防措置及び家畜伝染病のまん延防止措置を効果的かつ効率的に実施するため、防疫措置の基本的な方向性、国、地方公共団体、関係団体、畜産農家、民間獣医師等の役割分担等を示した指針、計画を策定・公表するとともに、広く国民の積極的な協力を求めるため、その周知と理解の促進に努めること。
- 2 最近における家畜の伝染性疾病の発生状況の変化等に対応するため、海外悪性伝染病の専門家の養成・確保、研修等を通じた家畜防疫員及び獣医師の一層の資質の向上、家畜衛生試験場及び動物検疫所並びに家畜保健衛生所の診断技術・検査手法の開発等機能の充実に取り組むこと。

また、口蹄疫をはじめとする海外悪性伝染病に関する情報収集及びその発生防止のための国際協力を積極的に推進すること。

- 3 畜産経営の大規模化に伴い、焼却・埋却場所の確保の方法等について早急に検討を進めるとともに、悪性伝染病が発生した場合における畜産経営への影響を最小限に抑えるための適切な経営支援対策について検討を行うこと。
- 4 今般の口蹄疫の発生原因は口蹄疫汚染国からのわらである可能性が高いことから、わら等を介した海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化するとともに、畜産物の安全性確保、資源の循環的利用の観点から、国産稲わらの飼料向け利用を促進すること。

右決議する。

農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るため、農業生産法人の要件を見直し、経営形態の選択肢の拡大や経営の多角化等を進めるとともに、地域の実情に応じた農地の権利移動が行われるために必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農業生産法人の法人形態について、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めのある株式会社を追加することとする。

また、法人の事業の範囲を拡大し、主たる事業が農業であればよいこととするとともに、法人の構成員となることができる者に地方公共団体を追加する、役員の農作業従事者の程度を緩和する等の措置を講ずることとする。

- 2 農業生産法人の要件適合性を担保するための措置として、農業生産法人に対し、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告することを義務付けるとともに、農業委員会は、農業生産法人がその要件を欠くおそれがあると認める場合には、農業生産法人に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる、勧告を受けた法人が所有する農地の所有権の譲渡しをする旨の申出をした場合には、そのあっせんに努める等の措置を講ずることとする。
- 3 農地の権利移動許可の下限面積要件について、都道府県知事が独自の面積を定める際の農林水産大臣の承認を廃止し、一定の基準に従って、都道府県知事が定めることができるようにすることとする。
- 4 小作料の定額金納を義務付ける規定を廃止し、自由な形式での小作料の支払を可能とすることとする。
- 5 2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する都道府県の事務を自治事務とすることとする。
- 6 偽りその他不正の手段により権利移動、転用等の許可を受けた者に対する罰則を設けるほか、罰金額の引上げを行うこととする。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況等を勘案し、国内の農業生産の増大を図る観点から、農業経営の法人化の一層の推進等の農業の多様な担い手の確保のための方策及び農地の転用制限の在り方等の優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の条文を附則に追加する修正が行われている。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、我が国農業の持続的な発展及び食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 農業経営の法人化の推進に当たっては、我が国農業が家族農業経営を中心に展開されている状況にかんがみ、家族農業経営の活性化、集落営農等の活動に必要な施策を強化するとともに、地域農業の関係者による協議の場を設けるなど地域農業との調和を図りつつ、適切な支援措置を講ずること。
- 2 株式会社形態の導入等農業生産法人の要件見直しに伴う農地の投機的取得等の懸念を払拭するため、農業委員会による審査、勧告、担い手や農地保有合理化法人へのあっせん等並びに国による買収を厳正に実施すること。
また、農業委員会がその任務を的確かつ円滑に遂行できるよう、農業委員の資質の向上、専門的職員の養成確保等その機能の充実を図るとともに、農業委員会系統組織並びに国及び地方公共団体の支援体制を整備すること。
- 3 国内農業生産の増大と多面的機能の十全な発揮を図るため、公共転用等が安易に行われることのないよう、農業振興地域制度や農地転用許可制度の厳正な運用に努め、農地の確保に万全を期すること。
- 4 農地は公共性の高い財であるとの認識の下に、農地の利用や必要な農地の確保等に関連する諸制度について、総合的かつ一体的な実施を図る視点に立って検討を行うこと。
- 5 耕作放棄地の発生防止及びその解消を図る観点から、地域の実態に応じた農地の有効

利用を促進するため、都道府県知事が独自に定める農地等の権利移動の下限面積を弾力的に設定するよう指導するとともに、市民農園の整備による農地の市民的利用などの活用策を講ずること。

- 6 小作料の定額金納制の廃止に当たっては、地域の実情に即して適正な小作料が設定されるよう、的確な指導を行うこと。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	農地法の一部を改正する法律案	衆	12. 9. 22	12. 11. 17	12. 11. 28 可決 附帯	12. 11. 29 可決	12. 11. 1 農林水産	12. 11. 8 修正 附帯	12. 11. 9 修正
○12. 11. 17 参本会議趣旨説明									
9	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案	参	10. 6	10. 30	11. 7 可決 附帯	11. 8 可決	11. 14 農林水産	11. 15 可決 附帯	11. 16 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

政府は、食料・農業・農村基本計画等で設定された目標の実現に向けて、我が国の畜産・酪農の健全で持続的な発展、畜産物及び牛乳・乳製品の国内生産の拡大と自給率の向上及び安定的な供給の確保を図るため、平成13年度畜産物価格等の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 加工原料乳生産者補給金の単価は、現行補給金を基本に適正に決定すること。また、次年度以降の単価の算定に当たっては、酪農の生産実態に即し、かつ、生産者の努力が報われるよう十分配慮した方式とすること。
さらに、加工原料乳限度数量については、牛乳・乳製品の自給率向上を旨とし、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。
- 加工原料乳生産者経営安定対策における補てん基準価格、補てん率及び拋出金水準については、生産者の所得の変動を緩和しつつ、生産者の過重な負担とならないよう適切に決定するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。
- 新制度下における生乳の需給と価格の安定を確保するため、用途別計画生産の推進、指定生乳生産者団体の広域化及びその機能の強化を支援するとともに、公正かつ適正な取引価格の決定に資するよう、生産者と乳業者間の透明性の高い取引を推進するための

条件整備を図ること。

また、乳製品需給を改善するため、総合的なバターの過剰在庫解消策を緊急に講ずるとともに、ハイファット・クリームチーズの関税分類の見直しについて国際的な同意が得られるよう引き続き努めること。

- 4 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、再生産の確保を図ることを旨として、生産の実態に十分配慮し、畜産農家の経営の安定に資するよう適正に決定すること。

また、肉用牛肥育農家及び養豚農家が意欲と展望を持って生産に取り組めるよう経営安定対策を確立すること。

- 5 飼料自給率の向上等を計画的に図るため、自給飼料基盤の強化等各般の施策を講ずるとともに、国産稲わらの自給体制の構築、その円滑な流通及び利用促進のための対策を充実・強化すること。

また、配合飼料価格安定制度についてその適切な運用を図るとともに、組換え体利用飼料について監視体制の整備を図ること。

- 6 地域と経営の実態に応じた家畜排せつ物処理施設の計画的整備が進められるよう一層農家の負担軽減を図るとともに、たい肥センターの機能強化、耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進や生ごみ等地域資源との一体的な処理を図るなど有機性資源の循環的利用を推進すること。

- 7 ゆとりある畜産業の実現とその安定的発展に資するため、経営継承対策、負債対策等畜産経営に対する支援措置を講ずるとともに、ヘルパー及びコントラクターの積極的活用等を推進すること。

- 8 畜産物の生産・加工・流通過程における衛生・品質管理対策を強力に推進するとともに、食肉処理施設及び乳業施設については、地域の実態等を勘案しつつその再編整備を促進すること。

- 9 学校給食への活用等国産畜産物の消費拡大対策を強化するとともに、生クリームやナチュラルチーズ等を含め国内畜産物の生産振興を図るほか、消費者の適切な商品選択に資する観点から表示の適正化を推進すること。

- 10 WTO農業交渉における我が国の提案においては、食料安全保障や農業の多面的機能の重要性等について積極的な主張を行い、適切な国境措置と国内支持政策の確保に努めること。

右決議する。